

議案第 6 号

沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

沼田市長 星 野 稔

沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成28年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び安全」を削る。

第2条第3号中「小規模特定事業」を「小規模埋立等事業」に、「土砂等埋立等区域（土砂等による埋立て等を行う区域をいう。以下同じ。）」を「土砂等による埋立て等を行う区域（以下「埋立等区域」という。）」に、「当該土砂等埋立等区域」を「当該埋立等区域」に改める。

第4条中「努め、及び災害の発生の防止のために必要な措置を講ずる」を「努める」に、「土砂等埋立等区域」を「埋立等区域」に改める。

第5条第2項中「及び災害」を削る。

第7条の見出しを「（小規模埋立等事業に係る土砂等の搬入計画の届出）」に改め、同条第1項本文を次のように改める。

小規模埋立等事業を行おうとする者は、埋立等区域ごとに、土砂等の搬入を開始しようとする日の30日前までに市長に土砂等の搬入計画（以下「搬入計画」という。）を届け出なければならない。

第7条第2項中「許可を受けよう」を「搬入計画を届け出よう」に、「申請書」を「届出書」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「土砂等埋立等区域」を「埋立等区域」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「小規模特定事業」を「小規模埋立等事業」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「小規模特定事業区域」を「埋立等区域」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号を削り、同項第8号中「小規模特定事業区域」を「埋立等区域」に改め、「及び災害の発生の防止」を削り、同号を同項第6号とし、同項第9号を削り、同項第10号を同項第7号とし、同条第3項中「申請書には、小規模特定事業区域」を「届出書には、埋立等区域」に改め、同条第4項から第6項までを削る。

第8条及び第9条を次のように改める。

第8条 削除

（土砂等の搬入計画の変更の届出）

第9条 第7条第1項の搬入計画の届出をした者は、同条第2項第2号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該事項を変更し

ようとする日の10日前までにその旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第7条第1項の搬入計画の届出をした者は、同条第2項第1号若しくは第7号に掲げる事項の変更又は前項ただし書に規定する軽微な変更があったときは、規則で定めるところにより、当該変更のあった日から14日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第7条第1項の搬入計画の届出をした者について相続、合併又は分割があったことにより同条第2項第1号に掲げる事項を変更しようとするときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該届出に係る小規模埋立等事業の全部を承継した法人は、規則で定めるところにより、当該相続、合併又は分割があった日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

第10条第1項中「許可等を受けた者」を「第7条第1項又は前条の規定による届出（以下「搬入計画の届出等」という。）をした者」に、「当該許可等を受けた小規模特定事業区域」を「当該搬入計画の届出等をした埋立等区域」に改め、同項ただし書中「又は災害の発生の防止」を削り、同条第2項中「小規模特定事業区域」を「埋立等区域」に、「が基準」を「が規則で定める基準（以下「性状基準」という。）」に改め、同条第3項中「、許可等を受けた」を「、搬入計画の届出等をした」に、「次の各号のいずれかに該当する」を「性状基準又は土壌基準に適合しない」に改め、「又は災害の発生の防止」を削り、「当該許可等を受けた」を「当該搬入計画の届出等をした」に、「当該届出」を「第1項の規定による届出」に改め、同項各号を削る。

第11条の見出しを「（小規模埋立等事業の完了等の届出）」に改め、同条第1項中「許可等を受けた者」を「搬入計画の届出等をした者」に改め、同項第1号中「許可等を受けた小規模特定事業」を「搬入計画に係る小規模埋立等事業」に改め、同項第2号中「小規模特定事業」を「小規模埋立等事業」に改め、同条第2項から第4項までを削る。

第12条から第14条までを次のように改める。

第12条から第14条まで 削除

第15条第1項中「許可等を受けた」を「搬入計画の届出等をした」に、「当該許可等」を「当該搬入計画」に、「小規模特定事業区域」を「埋立等区域」に改め、同条第2

項中「許可等を受けた」を「搬入計画の届出等をした」に改める。

第16条第1項中「許可等を受けた」を「搬入計画の届出等をした」に、「当該許可等」を「当該搬入計画」に、「小規模特定事業区域内」を「埋立等区域内」に、「（小規模特定事業区域）」を「（埋立等区域）」に改め、同条第2項中「許可等を受けた」を「搬入計画の届出等をした」に、「当該許可等」を「当該搬入計画」に、「小規模特定事業区域」を「埋立等区域」に改める。

第17条及び第18条を次のように改める。

（書類の備置き等）

第17条 搬入計画の届出等をした者は、搬入計画の届出等をした日から当該搬入計画に係る小規模埋立等事業を完了し、又は廃止した日まで、当該搬入計画に係る第7条第2項の届出書（第9条第1項の変更の届出をした場合にあっては、その届出書を含む。）の写しその他規則で定める書類及び図面を当該搬入計画に係る埋立等区域又は搬入計画の届出等をした者の最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、当該小規模埋立等事業に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

2 搬入計画の届出等をした者は、当該搬入計画に係る小規模埋立等事業を完了し、又は廃止した日から5年間、前項に規定する書類及び図面を保存しなければならない。

第18条 削除

第19条各号列記以外の部分中「許可等を受けた」を「搬入計画の届出等をした」に、「小規模特定事業」を「小規模埋立等事業」に、「施工」を「土砂等の搬入」に改め、同条第1号中「許可等を受けた小規模特定事業が施工計画」を「小規模埋立等事業が搬入計画」に改め、同条第2号及び第3号を削り、同条第4号中「許可等を受けた者が」及び「又は第12条第2項の規定」を削り、同号を同条第2号とし、同条第5号及び第6号を削り、同条第7号を同条第3号とし、同条第8号を同条第4号とし、同条第9号中「許可等を受けた者が」を削り、同号を同条第5号とし、同条第10号を第6号とし、同条第11号を同条第7号とする。

第20条及び第21条を次のように改める。

第20条 削除

（措置命令等）

第21条 市長は、第7条第1項又は第9条第1項の規定に違反して小規模埋立等事業を行い、又は行った者（当該小規模埋立等事業を行い、若しくは行った者に対し、当該違

反行為を要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該小規模埋立等事業を行い、若しくは行った者が当該違反行為をすることを助けた者があるときは、その者を含む。）に対し、土砂等による土壌の汚染の発生を防止するため、期間を定めて、当該小規模埋立等事業を停止し、又は必要な措置を命ずることができる。

第22条中「又は災害の発生の防止」を削り、「土砂等埋立等区域又は小規模特定事業区域」を「埋立等区域」に改める。

第23条第1項中「土砂等埋立等区域又は小規模特定事業区域」を「埋立等区域」に改め、同条第2項中「土砂等埋立等区域若しくは小規模特定事業区域」を「埋立等区域」に改める。

第25条を次のように改める。

第25条 削除

第27条中「次の各号のいずれかに該当する」を「第21条の規定による命令に違反した」に改め、同条各号を削る。

第29条第1号中「第10条第1項又は第12条第2項」を「第7条第1項、第9条第1項若しくは第3項又は第10条第1項」に改める。

第30条第1号中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年5月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条第1項又は第9条第1項の規定により受けている許可については、当該許可に係る小規模特定事業を完了し、若しくは廃止するまで又は当該許可を受けた期間が満了する日（この条例の施行の日以後に期間の変更の許可を受けた場合は、その期間が満了する日）までの間は、なおその効力を有するものとし、当該許可に係る小規模特定事業に関する旧条例の規定（第9条第1項（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項又は第30条第1項の許可を要する変更の場合に限る。）及び第21条第1項の規定を除く。）の適用については、なお従前の例による。